

総 則	用語の定義
	令第1条第一号

用途上可分不可分の関係-1

用途上不可分の関係について、具体的な取扱い及び考え方

1. 用途上不可分の事例

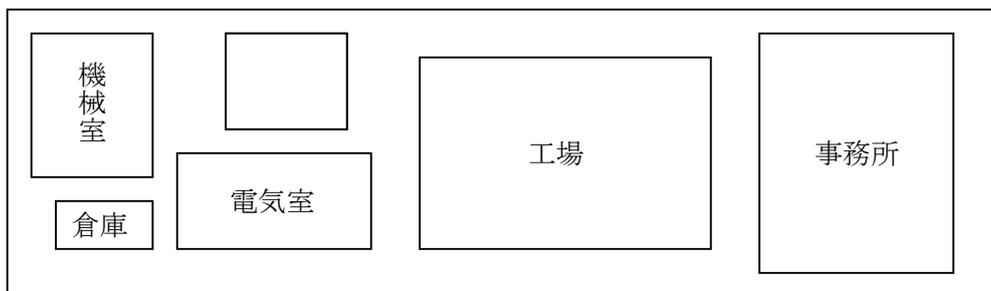
- ①住宅に附属する
車庫、物置、納屋、茶室、離れ（勉強部屋等）
- ②共同住宅に附属する
車庫、物置、自転車置場、電気室、プロパン庫、ごみ置場
- ③旅館、ホテル
離れ（客室）、浴室棟、東屋、車庫
- ④工場
作業場、事務棟、倉庫、電気室、機械室、守衛室、厚生棟（寄宿舍等を除く）
- ⑤学校
実習棟、図書館、体育館、給食室、倉庫

2. 考え方

用途上可分・不可分については、それらの建築物の使用上の関係を中心に客観的状況から判断すべきものであり、所有者（管理者）が同一人であるか否かによるものではない。

例えば、用途上不可分の関係にある2以上の建築物としては、①主たる用途に供する建築物とそれに附属するもの、②上位の用途に包括される複数の建築物、が考えられる。

- ①の例：住宅に附属する物置・自動車車庫等・店舗に附属する商品保管庫等
- ②の例：工場の事務管理棟・作業場・倉庫・厚生棟・倉庫・研究棟（下図参照）



技術的助言等	
参考資料等	建築基準法質疑応答集 P4371